

# 森県議の政活費返還住民監査請求

## 支出可能な按分割合が過大

## 約426万円の返還勧告請求

当会は、1月29日、森れい子県議が2020年から24年度の政務活動費の事務所費、事務費、人件費の一部支出合計約1038万円のうち合計約482万円について、事務所の実際の併用使用実態で按分すると違法であり、うち約426万円が不当利得金であるとして、その返還勧告を求め住民監査請求をしました。

当会は、1月29日、森れい子県議が2020年から24年度の政務活動費の事務所費、事務費、人件費の一部支出合計約1038万円のうち合計約482万円について、事務所の実際の併用使用実態で按分すると違法であり、うち約426万円が不当利得金であるとして、その返還勧告を求め住民監査請求をしました。

くとその合計426万2972円の不当利得になるとして、その返還勧告を求めています。

按分の基礎となる政務外活動として、自由民主党和歌山県和歌山市第十支部（従たる事務所がある）、星礼会、代表者がある森県議とする後援会、会長を古河英雄とする後援会、森れい子のこの指とまれ！紅葉の集い県政報告会実行委員会及び被雇用者らの政治団体として届け出のない主体の活動があるとしています。

住民監査請求は、森県議が支出している20年度以降5年分の政務活動費の事務所費では駐車場代と家賃、事務費では車両リース代と携帯・インターネット使用料、人件費では雇

両リース代、携帯・インターネット使用料及び人件費を2分の1で按分し、その割合に相当する部分に政務活動費を支出しています。

しかし、政務外活動との政務事務所の併用使用実態から、駐車場代が2分の1あるいは3分の1、車両リース代、携帯・インターネット使用料には汎用性の高さが考慮されるから5分の1あるいは6分の1、人件費が3分の1あ

また、議長は、条例により義務とされる「適正な運用を期す」こと、務めることとされる「使途の透明性の確保」を怠っているとしています。特に、按分の枠組みは、3件の確定判決により確定しているのにその枠組みを手引きに反映させることもなく遵守させていないと指摘しています。



森議員は、駐車

は、駐車

ただ、5年間の収支報告において、合計55万8863円の収入を超える支出があり、その分は相殺されるので、それを差し引

また、議長は、条例により義務とされる「適正な運用を期す」こと、務めることとされる「使途の透明性の確保」を怠っているとしています。特に、按分の枠組みは、3件の確定判決により確定しているのにその枠組みを手引きに反映させることもなく遵守させていないと指摘しています。

部会  
集談  
編座

森県議の自民党支部2024年解体費500万円

親族への過去家賃を迂回支払いの真相は

今回は、森県議が代表者、会計責任者が親族の自民党和歌山県同市第十二支部支出の解体費500万円。親族を迂回して業者に支払ったという過去家賃の真相に迫ります。また、1面掲載の森県議の政治費住民監査請求を深めます。

ようか。

松井 はい、大丈夫です。

畑中 はい、大丈夫です。掲載が2頁からですから。

森県議の回答

に斬り込んで

真相をあぶり

だそう

した。しかし、2回目の

回答は、質問に答える

回答になっておらず、実

質的には意味のない回

答でした。

松井 初回の回答も不十

分なのですが、資金

流用疑いが解けていま

すか。

畑中 回答は、資金の流

れを親族に振り向けて

いますが、単なる還流の

疑いがあります。だか

ら2回目を……。

松井 思うに、初回だけ

でもよく回答したなあ

し、と。その点はどう。

畑中 私も質問状を送る

際には、回答を期待せ

ず投函しましたから。

松井 何故回答したので

しょうか。

畑中 自宅の新築資金流

用疑いを向けられて、



何も説明しないでは、ま  
ずいと思われたからで  
しょう。

松井 その回答に斬り込

んで真相をあぶり出し

ましょう。そのため疑

問点を畑中さんに問い

かけていきます。

畑中 分かりました。

注目引く意味

ありげな前年

収入500万

円

松井 回答は、「解体にか

かる経費のうち」金なの

に、何故、500万円な

のでしょうか。適当に決

めたとも思えないので

すが……。

畑中 500万円には心

止める。国連憲章守  
れ、という声を響か  
すことが重要です。

畑中 日本でも響かせな  
いと……。

松井 今回は、1面に掲

載している森県議の住

民監査請求のこともあ

りますが、前回の続き

がありますから……。

畑中 それ、お詫びしま

す。すみませんでした。

森県議に対する公開質

問の關係で紙面を多く

使ってしまった1頁分しか

残らなくて……。

松井 今回は大丈夫でし



当たりがあります。その前年に、例年にないトヨタ関連5社から100万円づつ合計500万円の寄付収入がありました。

松井 えつ、そういう収入があったの……。

畑中 例年の支出からすると使い切れる金額ではないので、その当時から、どう抜くのだろうと着目していました。

松井 注目を引く、意味ありげな500万円収入があった訳ね。

畑中 議員自身も、特別な寄付との意識があったから、それが現れたんじゃないかな。

## 新内の解体前 物件に支部他 2団体と森県 議が居住

松井 回答でいう解体した親族所有の物件です

が、支部の事務所が主たると従たるの2ヶ所あつて……。

畑中 そのことですが、前回の座談会では従たる事務所だけのよう述べた部分があります。が、それは誤りです。

松井 そうでした。解体物件は、主たる事務所のある新内と、従たる事務所の新八百屋丁の2物件で間違いはないですか。

畑中 はい、そういう森議員の説明です。



グーグルマップストリートビューより引用。  
向かって右側が建替前の物件であり、左側が建替後の店舗

松井 えーっと、森県議には確か、自身が代表者の政治団体があつて、

星礼会と後援会の2団体ですが、それらの主たる事務所の所在は？

畑中 県選管への主たる事務所の届けからすると、それら2団体とも、

支部の所在の新内8番地に同じです。それに、それら以外にも……。

松井 他にもあると。

畑中 森県議自身も住所が当時、新内8番地であり、そこに居住していたといえます。

松井 それらの団体の解体というか移転後の所在は？

畑中 森県議が支部を統合し移転させたという新八百屋丁所在の新築物件の新八百屋丁25番地です。

松井 3団体ともですか？

畑中 ええ、それに、森議員自身とその親族の

移転先住所が新八百屋丁25番地です。


松井 なんと、それは驚きですね。そうすると、2つの物件の解体は、新内から新八百屋丁への移転建替えのためにしたものと……。

畑中 そうです。移転建替えのための解体です。

## 新築物件は一棟の建物で森県議の住宅と親族の店舗に

松井 ところで、その新築物件はどういう建物に？

畑中 1・2階計196.66㎡の一棟の建物で、同様の計142.57㎡の居室部分が森県議の所有であり、同様計46.4㎡の店舗部分が親族の所有という建物に建替えられています。

 森 礼子議員

森 礼子 (もりれいこ)	
選挙区	和歌山市
所属党派	自由民主党県議団
議席番号	6
所属委員会	福祉環境委員会 人権・少子高齢化問題等対策特別委員会 決算特別委員会 議会運営委員会
当選回数	5回
年齢	55歳
住所	〒640-8371 和歌山市新八百屋丁25 (事務所)
電話番号	073-422-8822 (事務所)
FAX	073-494-3591 (事務所)
E-mail	info@mori-reiko.jp
(令和5年9月28日現在)	

県議会のホームページ。解体前の新八百屋丁物件に森県議の個人事務所があったこと分かる。

## 新八百屋丁の解体物件に森県議の個人事務所があった

松井 店舗部分ですが、建替前は、森れい子事務所とした個人事務所

松井 居宅の方が圧倒的に大きいですね。  
畑中 ですね。

松井 整理すると、支部が従たる事務所として使用してきたという新八百屋丁の親族所有の解体物件に森県議自身

が あつたところと……。  
違いますか？  
畑中 ピンポンそうです。県議会に届け、自身もホームページで一般に明らかにしていたことですから、森議員も否定し難い事実です。



も個人事務所として使用していたということではないでしょうか。  
畑中 それに間違いありません。

松井 建替後の店舗に支部などの3団体が移転しているのでしょうか。  
畑中 いや、そうではないです。

松井 えつ、それはどうしてでしょうか？

畑中 3団体の移転後の所在は新八百屋丁25番地です。森県議の住所が25番地なので居室の方だと……。

松井 それは、店舗の方は25番地ではないというのでしょうか？  
畑中 そうです。住居表

示は24番地です。店舗では現在、森県議の弟さんが食堂をされていまして、その食堂の住居表示が24番地です。

松井 なるほど。

## 解体費といふよりは解体費と新築費を含む建替費

松井 次に、解体費の妥当性ですが、その点、いかがでしょうか？

畑中 細かいことですが、2つの物件とも解体しているとはいえ、建替移転のためにしたこと故に、建替費というのが正解だと思いますか。

松井 私もそういう理解ですから、これから建替費といましよう。そうすると、解体費の妥当性の問題ではなく……。

畑中 そう、500万円の業者への支払いの実質は、建替費の一部として業者に支払ったということでしょう。

松井 建替費なら、解体費と新築費が含まれますね。

畑中 ええ、実際の支払いもそうでしょう。

## 過去家賃業者に迂回支払いの実質は

松井 森議員はそれを業者に支払った理由を、親族への事務所の使用の対価すなわち家賃、それも取決めのない過去の家賃支払いのためとされていますが……。

畑中 まず、親族への家賃の支払いなら、何故、直接、親族に支払わなかったかです。普通なら、そうするでしょう。どう思われますか。おかしいでしょ。

松井 もしかして……。

後付けの理由だからでしょうか。

畑中 それよ。それに違いない、と私は思いますよ。

松井 それにー、そういう支払い方をすることによって、家賃が親族を迂回しますから、親族の所得隠しを可能にするのじゃない。

畑中 それも実際に、あり得ないことではない、と考えられますね。

松井 どういうことか

ら。

畑中 取決めがないことから、将来の家賃はともかく過去の家賃が発生する根拠がないからです。

松井 保険料や光熱費の一部を負担してきたことは？

畑中 その支払いだけで長い間黙認していたということは、その状態の暗黙の了解があったと見なされますから。

松井 支部以外に、新内物件は2団体と住居として森議員、新八百屋丁物件は森議員の個人事務所として使用されていますが、それらの過去の家賃は？

畑中 過去家賃を支払った痕跡は見当たりません。また、回答書にもその点は一切触れられておらず、支部のみのことのようです。

松井 特に森議員は、どう

の解体物件を自身も使用してきているのに、自身は家賃を支払わず、支部の代表者としてその支払いを認めるって、どう……。

畑中 それは、森議員が説明することでしょう。とはいえ、支部以外の森議員らが過去家賃を支払っていないなら、支部も支払う必要がないことになるんじゃない。

松井 過去家賃支払いの根拠がなければ、それは贈与ですか？

畑中 政治資金規正法では贈与はありませんので、その支出は寄付になります。

松井 それはまた、別の問題が発生しますね。

畑中 別の問題は別の機会に譲りましょう。

返せと……。

畑中 そういうことです。松井 按分の仕組みですが、どうなっているの？

畑中 確定判決があつて、ある支出が政務活動のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合……。

松井 その場合はどうしろと……。

畑中 社会通念上相当な割合によって按分しろと……。

松井 社会通念上相当な割合は？

畑中 確定判決は、基本的に、事務所を併用使用する主体数で按分しその1を超える支出を違法としています。

松井 例外があるのね。

畑中 汎用性の高さのある事務費のうち車両関係費や携帯・インターネット使用料など……。

松井 ガソリンもそうですね。それらは……。

### 取決めのない過去家賃支払い別の問題を誘発か

松井 それはそれとして、取決めのない過去の

家賃の支払いという理由が理由として成り立つのでしょうか。

畑中 成り立つとは思えませんね。

### 森県議政活費返還住民監査請求 政務外の主体あぶりだし



松井 そろそろ話題を変えましょう。1面掲載の住民監査請求に……。

畑中 それも森県議の件ですが、こちらは、公金

である政務活動費の20年度以降5年分の1部を違法として……。

松井 約426万円の返

返を求めていると……。

畑中 はい、そうです。

松井 争点というか問題は支出の按分割合……。

畑中 事務所費、事務費、人件費の……。

松井 森議員の按分割合

では支出しすぎだから

畑中 その議員に關係する主体数に私的を1として加えた数で按分しその1を超える支出を違法としています。

松井 それでいくと、森議員の場合は？

畑中 この場合の基本数でいうと、政務、自民党支部、星礼会、後援会及び私的活動がありま

松井 例外の汎用性が高い車両リースなどがそういう適用になると…

畑中 そうです。携帯・インターネット使用料もそうです。

松井 基本的な場合は？

畑中 自民党支部の従たる事務所、会長を古河英雄とする後援会、政治資金パーティの実行委員会が併用使用していたことが分かったものだから……。

松井 どうして併用使用していることが分かったの？

畑中 自民党支部の従たる事務所は、先の公開質問への回答で……。

松井 会長を古河英雄とする後援会は？

畑中 公開質問に關係する一連の調査で……。

松井 政治資金パーティ実行委員会は？

畑中 それは、政治資金収支報告書の突合調査からです。

松井 とすると、それぞれの副産物のように聞こえますが、森議員が隠していた政務活動外の主体をあぶりだした訳だ。

畑中 ということがいえます。

松井 そして、それぞれの併用使用実態を反映した按分割合にして違法を主張していると……。

畑中 そうです。

松井 監査結果は、60日以内だから、3月末にはあるね。

畑中 楽しみにしています。

松井 じゃ、今回はこの辺で終わりにしましょうか。

〈おしまい〉



## 第30回定期総会のご案内

第30回定期総会を開催致しますので、ご案内します。是非、ご参加下さい。

日時 4月23日(木) PM6時～  
場所 和歌山合同法律事務所・会議室

※ 終了後の懇親会に参加される方は  
ご一報下さい。



## トピックス

### 長坂隆司県議らの不起訴に 和歌山地検へ審査請求を申立

当会が長坂隆司県議らを政治資金収支報告書の虚偽記載の政治資金規正法違反と、政務活動費の詐欺で告発していた件について、和歌山地検は1月23日付けで不起訴にしました。これを不服として当会は、2月12日に和歌山検察審査会へ審査請求をしました。

### 不起訴不当検審議決に 和歌山地検再び一部不起訴に

二階氏 吉井県議  
山下県議

和歌山検察審査会が二階俊博氏、吉井和視県議、山下直也県議に対する不起訴を不当と議決していた自民党和歌山県連の政治資金収支報告書をめぐり政治資金規正法違反の不起訴に対し、和歌山地検は、2月16日、その容疑の一部を再び不起訴にしました。再び不起訴にした一部は、2019と20年分の容疑。不起訴理由は公訴時効の完成と嫌疑不十分としています。これは当会が告発し検審に審査請求していたものです。

### 札幌市民オンブズマン 政務活動費訴訟 札幌高裁も2097万円 の返還命令を支持

札幌高裁は、3月6日、同地裁が認めた北海道議会の自民党会派「自民党・道民会議」が支出した2020年度の政務活動費の一部2097万円の返還命令を支持し、それを不服として控訴していた知事側の請求を棄却しました。

この裁判は、札幌市民オンブズマンが提訴していたもので、約4416万円の支出金の返還命令を求めています。

高裁判決は、道政調査業務を包括的に自民党道連に委託したりス代と人件費について、按分支出した中に政務活動外への支出が認められるから、それらの全額が違法としました。

### 全国市民オンブズマン 全国大会 日程・場所決まる

日時 9月12日午後から  
13日午前

場所 兵庫県尼崎市中小企業センター

## 当面の予定

- 3月17日 PM2:00～  
ニュース発送作業日
- 3月26日 PM6:00～  
会員会議
- 4月23日 PM6:00～  
第30回定期総会
- 4月28日 PM2:00～  
ニュース編集会議
- 5月19日 PM2:00～  
ニュース発送作業日
- 5月28日 PM6:00～  
会員会議



## 次回会員会議のご案内

日 時 3月26日(木)午後6時～  
場 所 和歌山合同法律事務所会議室

こぞってご参加下さい。